

動物用医薬品

マクロライド系抗生物質製剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

タイロシンP200「KS」
(タイロシンリン酸塩準散)

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、動物専用マクロライド系抗生物質であるタイロシンリン酸塩を有効成分とする飼料添加剤です。

タイロシンリン酸塩は、*Streptomyces Fradiae*（放線菌の一種）の発酵により得られ、ブドウ球菌、レンサ球菌などのグラム陽性菌やマイコプラズマに抗菌力を示します。

【成分及び分量】

本品1kg中

有効成分	含 量
タイロシンリン酸塩 タイロシンとして	200 g(力価)

【効能又は効果】

有効菌種

キャンピロバクター、マイコプラズマ

本剤感性の次の菌種：ブドウ球菌、レンサ球菌

適 応 症

豚 ：肺炎、細菌性下痢症

鶏 ：呼吸器性マイコプラズマ病

【用法及び用量】

飼料1t当たりタイロシンとして下記の量を均一に混じて経口投与する。

豚 ：44～110 g(力価)〔本品として0.22～0.55kg〕

鶏（産卵鶏を除く）：330～550 g(力価)〔本品として1.65～2.75kg〕

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は、効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過剰にわたる連続投与は行わないこと。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚、鶏）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚 ：食用に供するためにと殺する前3日間

鶏（産卵鶏を除く。）：食用に供するためにと殺する前3日間

(使用者に対する注意)

- ・飼料等に混合する際は、保護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤は起炎性があるとの文献報告があることから、取扱いに際しては眼や皮膚に付着しないように注意すること。

(豚及び鶏に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

【薬理学的情報等】

(薬物動態)

- ・体重約50～60kgの豚に、本剤としてタイロシン50 mg(力価)/kg相当量を単回経口投与した場合、最大血中濃度到達時間($t_{\max}$)は2～4時間、最大血中濃度($C_{\max}$)は4.5 μ g(力価)/mL、血中濃度・時間曲線下面積(AUC_{10})は21.4 μ g(力価)・hr/mLであった。ただし検出限界以下の値はゼロとして計算した。
- ・体重約1.4 kgの鶏に、本剤としてタイロシン150mg(力価)/kgを単回経口投与した時、最大血中濃度到達時間($t_{\max}$)は2時間、最大血中濃度($C_{\max}$)は7.6 μ g(力価)/mL、血中濃度・時間曲線下面積(AUC_{10})は34.9 μ g(力価)・hr/mLであった。ただし検出限界以下の値はゼロとして計算した。

(薬効薬理)

- ・タイロシンリン酸塩は、細菌のリボソーム50Sサブユニットに作用してペプチド転移酵素反応を阻止し、細菌のたん白合成を阻害することで静菌的作用を示す。
- ・他のマクロライド系抗生物質との間に完全な交差耐性が認められる。

【包装】

20kg

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術

〒102-0073

東京都千代田区九段北一丁目11番5号

TEL:03-3264-7559

製造販売業者



共立製薬株式会社

東京都千代田区九段南 1-6-5

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

TSC07-T2211